第

4 4 1 7

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 2月 7日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 所得税の確定申告が必要な人

Q:所得税の確定申告は、どんな人がしなければならないのですか?

A:次の人は確定申告が必要です。

【解説】

所得税の確定申告をしなければならない人は、次のような人です。

- ①給与所得がある人で次の人
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ・給与を1箇所からもらっている人で、給 与・退職所得以外の各種所得金額が20万 円を超える人
 - ・給与を2箇所以上からもらっている人で、 年末調整されなかった給与の収入金額と 給与・退職所得以外の所得金額の合計額 が20万円を超える人
 - ・同族会社の役員やその親族などで、給与 のほかに、貸付金の利子や店舗などの賃 貸料などの支払を受けた人
 - ・給与について、災害減免法により源泉徴 収税額の徴収猶予や還付を受けた人
 - ・在日の外国公館に勤務する人などで、給 与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収 されないこととなっている人
- ②公的年金等に係る雑所得のみの人 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控 除を差し引いた結果、残額がある人(公的年 金の収入金額が400万円以下の人は除きま すが、還付を受けるための申告書を提出す ることはできます)
- ③その他

各種所得金額があり所得税がかかる人







